

規制に係る事前評価書

法令の名称	特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の一部を改正する法律案
政策の名称	我が国における処理技術・能力を考慮できるようにするための「特定有害廃棄物等」の範囲の見直し
担当部局・評価者	環境省廃棄物・リサイクル対策部廃棄物・リサイクル制度企画室長 相澤 寛史 電話番号:03-5501-3157 E-mail:env-basel@env.go.jp 経済産業省産業技術環境局環境指導室長 田中 秀明 電話番号:03-3501-4665 E-mail:kankyo-shidoshitsu@meti.go.jp
評価実施時期	平成29年3月
規制の目的、内容及び必要性並びに生じる費用、便益	
目的	<p>バーゼル条約(以下「条約」という。)の担保法である特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(以下「バーゼル法」という。)第2条第1項第1号イでは、法の規制対象となる特定有害廃棄物等の範囲として、条約附属書Ⅰに掲げる経路で廃棄される物及び有害成分を含有する物で、かつ、条約附属書Ⅲに掲げる有害な特性(有毒性、爆発性等)のいずれかを有するものを規定。同法上では、特定有害廃棄物等を輸入しようとする者に、外為法上の輸入承認を受ける義務が課されている。</p> <p>OECD加盟国間ではOECD理事会決定に基づき、比較的有害性の低いもの(緑級規制対象物)の輸出入手続が大幅に簡素化されており、我が国でも、OECD加盟国から輸入する再生利用等目的の特定有害廃棄物等のうち、緑級規制対象物に該当するものについては法の規制対象外としてきたところ。</p> <p>他方、欧州連合では、OECD加盟国のみならずOECD非加盟国からの緑級規制対象物の輸入についても、OECD理事会決定と同等の措置を適用している。我が国の事業者は十分な非鉄金属二次資源の処理余力を有しているものの、OECD非加盟国との取引において、欧州連合の事業者と比べて相対的に高い手続負担を要している状態にある。こうした状況を踏まえ、我が国の非鉄金属製造業界からは、輸入手続の緩和要望が寄せられているところ。</p> <p>そこで、OECD非加盟国では有害廃棄物の環境上適正な処理が可能な施設が多くはない状況を踏まえ、国内処理施設での二次資源の処理を積極的に進めることで、世界全体の環境負荷の低減にも資するため、バーゼル法の特定有害廃棄物等の範囲を見直し、再生利用等目的の緑級規制対象物の輸入を促進することとする。</p>
内容	法の規制対象となる「特定有害廃棄物等」に係る第2条第1項第1号イに基づき定める省令において、再生利用等目的での輸入に係る特定有害廃棄物等については、OECD理事会決定ルールと同様の基準で、緑級規制対象物を特定有害廃棄物等の範囲に含めないものとする。
関連条項	特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律 改正案第2条第1項第1号イ
必要性	OECD非加盟国では有害廃棄物の環境上適正な処理が可能な施設が多くはない状況を踏まえ、それらの国から先進的な環境技術を有する我が国への、比較的有害性の低い緑級規制対象物の輸入を促進し、国内処理施設での二次資源の処理を積極的に進め、世界的な環境負荷を低減することで、バーゼル条約の趣旨である有害廃棄物の処理から生ずる悪影響から人の健康及び環境を保護するために必要である。
費用	
遵守費用	特になし。
行政費用	当該改正について関係業界に周知する必要が発生。
その他の費用	特になし。

便 益	<p>輸入事業者、運搬事業者及び再生利用等事業者に対して以下の便益が発生。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○輸入承認申請及び輸入移動書類の交付申請に係る手続に要していた作業負担の軽減及び待ち時間の短縮(1件あたり180日間程度の短縮効果) ○輸入移動書類に関する携帯等の義務履行の負担軽減 <p>我が国の行政機関に対して以下の便益が発生。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○輸入承認対象外となった品目に係る審査等業務の負担軽減 <p>相手国の行政機関及び事業者に対して以下の便益が発生。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○輸入承認対象外となった品目に係るバーゼル条約上の通告・同意手続が不要となる。 <p>以上の便益により下記の経済効果が発生すると試算。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃電子基板の輸入が年間約13万トン程度増加を見込む。 ・非鉄金属製錬業界の売上げ増により、売上約987億円の経済効果を見込む。
-----	---

想定される代替案		
代替案①	再生利用等目的での輸入に係る特定有害廃棄物等について、緑級規制対象物を特定有害廃棄物等の範囲に含めたまま、輸入手続のみ簡素化する。	
	費 用	
	遵守費用	<p>輸入事業者に対して以下の費用が発生。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○契約単位での輸入承認申請手続 ○実際に輸入を行うごとの、輸入移動書類の交付申請手続
	行政費用	<ul style="list-style-type: none"> ○相手国からのバーゼル条約上の通告に対する、個別の審査業務が発生。 ○契約単位で輸入承認申請に係る審査が発生。 ○実際に輸入を行うごとに、毎回、輸入移動書類の交付作業が発生。
	その他の費用	<p>相手国の行政機関、事業者に対して以下の費用が発生。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○我が国へのバーゼル条約上の通告書類の作成に係る費用
	便 益	<p>輸入事業者に対して以下の便益が発生。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○輸入承認の申請に要する作業負担が軽減され、業務時間が一定程度短縮される。 <p>我が国の行政機関に対して以下の便益が発生。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○上記審査等に要する作業負担が軽減され、業務時間が一定程度短縮される。

政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)
<p>上記分析のとおり、再生利用等目的の緑級規制対象物を特定有害廃棄物等の範囲から除外することで、輸入事業者等にとっては手続及び義務履行の費用、我が国の行政機関にとっては審査等の費用、相手国の行政機関及び事業者にとっては条約上の手続の費用の大幅な減少という便益が生ずる。この措置によって生ずる新たな費用は、行政機関が行う周知に関する限定的なもののみである。</p> <p>他方で、上記代替案においても事業者等に対し一定程度の便益が見込まれるものの、範囲見直し措置の方が、手続等の費用をより根本的に軽減することができ、かつ欧州連合同じレベルの規制緩和効果を見込めることから、本改正案を導入することは妥当であるといえる。</p>

有識者の見解その他の関連事項
<p>中央環境審議会 循環型社会部会 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制の在り方に関する専門委員会、産業構造審議会 産業技術環境分科会 廃棄物・リサイクル小委員会 有害廃棄物等越境移動ワーキンググループ 合同会議 報告書(平成29年1月)(抄)</p> <p>グリーンリスト対象物である廃電子基板等のように我が国における処理において環境汚染リスクが低いと考えられる特定有害廃棄物等の輸入については、これまで輸入された廃電子基板等について、環境上適正な管理が確保されてきている現状も考慮し、我が国施設の競争環境上の不利を解消し、我が国の誇る環境技術の先進性を活かしつつ円滑な資源循環を促進するため、また、開発途上国において適正処理が困難な有</p>

害廃棄物等を適正処理が可能な施設を有する我が国が処理することで世界全体の環境負荷低減につながるため、EU の制度を参考に、「事前の通告及び同意」手続を不要とするなどの手続の見直しをすべきである。」

レビューを行う時期又は条件

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行後5年を経過した場合において、改正後の特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(以下「新法」という。)の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

備 考

OECD加盟国から我が国への再生利用等目的での緑級規制対象物(電子部品スクラップ等)の輸入は既に規制対象外となっているところ、我が国に再生利用等目的で輸入された電子部品スクラップ等が国内で不適正に取り扱われた事例はこれまで確認されていない。OECD非加盟国からの緑級規制対象物の輸入を法規制対象外としたとしても、国内での環境汚染が発生するリスクは低いと考えられる。

規制に係る事前評価書

法令の名称	特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の一部を改正する法律案
政策の名称	我が国ではバーゼル条約上の「有害廃棄物」に該当しない物であって、輸出先国では同条約上の「有害廃棄物」に該当する物とされているものについての、我が国バーゼル法の「特定有害廃棄物等」の範囲への取り込み
担当部局・評価者	環境省廃棄物・リサイクル対策部廃棄物・リサイクル制度企画室長 相澤 寛史 電話番号:03-5501-3157 E-mail:env-basel@env.go.jp 経済産業省産業技術環境局環境指導室長 田中 秀明 電話番号:03-3501-4665 E-mail:kankyo-shidoshitsu@meti.go.jp
評価実施時期	平成29年3月
規制の目的、内容及び必要性並びに生じる費用、便益	
目的	<p>バーゼル条約の担保法である特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(バーゼル法)第2条では、規制対象物である特定有害廃棄物等の範囲を、条約上の条文の規定を直接引用する形で規定している。</p> <p>バーゼル条約締結時あるいは法制定時においては、条約上の「有害廃棄物」に該当する物の範囲は締約国間で統一されることが期待されていたが、現在、その範囲の解釈(有害性の基準等)が各締約国に委ねられており、締約国間で該当物の範囲に多少の差異が生じているところ。</p> <p>近年、この差異によって、我が国から輸出された物について、バーゼル法上の特定有害廃棄物等に該当しないものではあるが、輸出先国ではバーゼル条約上の「有害廃棄物」に該当する物とみなされて、条約上の不法取引に当たるため、貨物を返送させる旨の通報(シップバック通報)を我が国として受ける事例が発生している。(平成27年度は20件発生。)</p> <p>この際、繰り返し同じ貨物について仕向地又は経由地の行政機関からシップバック通報がなされることを防止するため、下記のとおり特定有害廃棄物等の範囲を見直すこととする。</p>
内容	法の規制対象となる「特定有害廃棄物等」の範囲に係る規定として新たに第2条第1項第1号ホを設け、「特定有害廃棄物等」として、条約締約国において、条約第1条1に規定する有害廃棄物とされている物であって、当該条約締約国を仕向地若しくは経由地とする輸出に係るものとして省令で定めるものを加える。
関連条項	特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律 改正案第2条第1項第1号ホ
必要性	条約締約国は、条約上の規制対象物が条約第6条で定める通告・同意手続を経ずに越境移動する不法取引を防止する義務を負うところ、バーゼル条約のよりの確かつ円滑な実施を確保すべく、特定有害廃棄物等の範囲を見直す必要がある。
費用	
遵守費用	輸出事業者に対して以下の費用が発生。 ○バーゼル法第4条から第7条までの規定の遵守費用(輸出移動書類の交付手数料及び各種事務作業の人件費等を要する。)
行政費用	○輸出先国の規制対象範囲を調査する費用が増大。 ○輸出承認対象となった品目に係る審査等業務の負担が増大。 ○当該改正について関係業界に周知する必要が発生。
その他の費用	特になし。

便 益	<p>輸出事業者に対して以下の便益が発生。 ○適正な手続に則り輸出を行うこととなり、シップバックによる想定外の損害を被る危険性が低減。</p> <p>行政機関に対して以下の便益が発生。 ○シップバック自体を防止することで、相手国の行政機関との調整費用及び紛争の危険性を低減できる。</p>
-----	--

想定される代替案		
代替案 ①	シップバック通報の度に事業者はその対象物の返送を行わせることを義務付ける。	
	費 用	
	遵守費用	輸出事業者に対して以下の費用が発生。 ○シップバックのたびに、返送に係る輸送費、手続負担等(貨物の海上輸送費用、シップバック後の留置費用、処分費用等及び各種事務作業の人件費等を要する。)
	行政費用	○シップバック通報が行われるたびに相手国の行政機関に対し、その通報の適切性を確認する等の事務が発生。
	その他の費用	特になし。
便 益		—

政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)
<p>上記分析のとおり、条約締約国によって有害廃棄物とされている物を特定有害廃棄物等の範囲に取り込むことで、事業者の手続に係る定常的な費用は生ずるものの、事業者にとってはシップバックによる想定外の損害を被る危険性が低減するという十分な便益があると考えられる。また行政機関にとっては、業務負担が増大するものの、今般の措置によって条約をよりの確かつ円滑に履行できると共に、諸外国との紛争の危険性が低減するという十分な便益が生ずる。</p> <p>他方で、上記代替案では事業者等に対し特段の便益が発生しないことから、本改正案を導入することは妥当であるといえる。</p>

有識者の見解その他の関連事項
<p>「中央環境審議会 循環型社会部会 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制の在り方に関する専門委員会、産業構造審議会 産業技術環境分科会 廃棄物・リサイクル小委員会 有害廃棄物等越境移動ワーキンググループ 合同会議 報告書(平成29年1月)(抄)</p> <p>我が国から輸出された貨物が、輸出先国においてはバーゼル条約上の有害廃棄物等と解釈される場合があることから、こうした物がシップバック通報された場合には、相手国の判断根拠も確認した上で、輸出された貨物が現地にある状態のままにおいて、迅速に措置命令等の対応を行えるよう、日本のバーゼル法の規制対象かどうかを迅速に判断できる基準を策定するとともに、諸外国との政府間ネットワークの強化等を行うべきである。また、これと同様の貨物を我が国から当該輸出先国に繰り返し輸出されることを防ぐため、輸出先国でバーゼル条約の対象物であると解釈されていることが明確になっている場合は、当該輸出先国向けのものについてはバーゼル法の規制対象物とする方策についても検討すべきである。」</p>

レビューを行う時期又は条件
<p>特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行後5年を経過した場合において、改正後の特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(以下「新法」という。)の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p>

備 考

特になし。

規制に係る事前評価書

法令の名称	特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の一部を改正する法律案
政策の名称	再生利用事業者等目的輸入事業者の認定及び再生利用等事業者の認定に係る特定有害廃棄物等に係る輸入承認を受ける義務の免除
担当部局・評価者	環境省廃棄物・リサイクル対策部廃棄物・リサイクル制度企画室長 相澤 寛史 電話番号:03-5501-3157 E-mail:env-basel@env.go.jp 経済産業省産業技術環境局環境指導室長 田中 秀明 電話番号:03-3501-4665 E-mail:kankyo-shidoshitsu@meti.go.jp
評価実施時期	平成29年3月
規制の目的、内容及び必要性並びに生じる費用、便益	
目的	<p>バーゼル条約の担保法である特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(バーゼル法)第8条は、特定有害廃棄物等を輸入しようとする者に対して、外為法第52条の規定による輸入承認を受けることを義務付けている。本規定について特段の例外は定められていない。</p> <p>バーゼル条約に加盟する欧州連合においては、比較的有害性の高い規制対象物(電気炉ダスト、金属汚泥等)の輸入についても、OECD理事会決定の規定を踏まえ、事前に当事国間で同意された回収施設で処理する場合に最大3年間の包括的な同意を与えることができる特例措置を、OECD非加盟国も含めたすべての国との間で設定している。</p> <p>そこで、我が国の誇る環境技術の先進性を活かしつつ、国際的な非鉄金属リサイクルを着実に進めるため、我が国においても再生利用等を行う目的での特定有害廃棄物等の輸入に係る認定制度を創設し、輸入手続を緩和する。</p>
内容	<p>特定有害廃棄物等について、再生利用等目的輸入事業者等として経済産業大臣及び環境大臣の認定を受けた者が、再生利用等事業者として経済産業大臣及び環境大臣の認定を受けた者が認定に係る再生利用等を行うために使用する目的で、特定有害廃棄物等を輸入しようとする場合に限り、法第8条第1項に規定する外為法第52条の規定による輸入の承認を受ける義務を不要とする。</p> <p>なお、輸入承認を受けずに輸入される特定有害廃棄物等に関しては、法第9条に規定する「輸入移動書類」を交付することにならないが、当該特定有害廃棄物等の越境移動に際して輸出元国の権限ある当局又は輸出者がバーゼル条約を担保するために交付する移動書類を輸入移動書類に代わる書類とすることとする。</p>
関連条項	特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律 改正案第8条第1項
必要性	国内非鉄金属製造業界から欧州連合に準じた輸入手続の緩和が強く要望されていること、特にOECD非加盟国では有害廃棄物の環境上適正な処理が可能な施設が多くはない状況を踏まえ、我が国の誇る環境技術の先進性を活かしつつ、国際的な非鉄金属リサイクルを着実に進めるために必要である。

費用	
遵守費用	<p>認定を受けようとする又は受けた輸入事業者及び再生利用等事業者に対して以下の費用が発生。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○認定申請手続 ○変更の認定及び認定の更新に係る手続 ○定期的な事業報告 <p>認定に係る特定有害廃棄物等を輸入した事業者、運搬又は処分を行う事業者に対して以下の費用が発生。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○バーゼル法第16条において準用する第9条第2項前段及び第3項並びに第10条から第13条までの規定の遵守費用
行政費用	<ul style="list-style-type: none"> ○認定申請の審査業務が発生。 ○認定に関する変更、更新、定期報告等の管理業務が発生。
その他の費用	特になし。
便益	<p>認定を受けた輸入事業者及び再生利用等事業者に対して以下の便益が発生。(輸入事業者、再生利用等事業者のいずれについても20～30者から認定申請があるものと予測。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○個別の輸入承認申請手続、輸入移動書類の交付申請手続が不要になる。(平成27年の輸入承認申請件数は167件、輸入件数は902件。) ○バーゼル条約、OECD理事会決定上の通告・同意手続による待ち時間が大幅に短縮される。 <p>我が国の行政機関に対して以下の便益が発生。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○個別の輸入承認申請に係る審査、輸入移動書類の交付業務が不要になる。 <p>相手国の行政機関及び事業者に対して以下の便益が発生。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○我が国からの、バーゼル条約、OECD理事会決定上の同意を待つ時間が大幅に短縮される。 ○包括的な通告の期間を、元の1年から最長3年へ延長できることにより、手続負担が軽減される。

想定される代替案		
代替案①	<p>バーゼル法に基づく輸入承認審査時の必要書類等の簡素化や審査期間の短縮により輸入手続の緩和を図る。</p>	
	費用	
	遵守費用	<p>輸入事業者に対して以下の費用が発生。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○契約単位での輸入承認申請手続 ○実際に輸入を行うごとの、輸入移動書類の交付申請手続 <p>特定有害廃棄物等を輸入した事業者、運搬又は処分を行う事業者に対して以下の費用が発生。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○バーゼル法第9条から第13条までの規定の遵守費用
	行政費用	<ul style="list-style-type: none"> ○相手国からのバーゼル条約上の通告に対する、個別の審査業務が発生。 ○契約単位で輸入承認申請に係る審査が発生。 ○実際に輸入を行うごとに、毎回、輸入移動書類の交付作業が発生。
その他の費用	<p>相手国の行政機関、事業者に対して以下の費用が発生。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○我が国からの、バーゼル条約、OECD理事会決定上の通告書類の作成に係る費用 	

便 益	<p>輸入事業者に対して以下の便益が発生。 ○上記手続に要する作業負担が軽減され、業務時間が一定程度短縮される。</p> <p>我が国の行政機関に対して以下の便益が発生。 ○上記審査等に要する作業負担が軽減され、業務時間が一定程度短縮される。</p>
-----	---

政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)
<p>上記分析のとおり、再生利用等を行う目的での特定有害廃棄物等の輸入に係る事業者の認定制度の創設によって、事業者にとっては個別の輸入承認に関する手続費用、我が国の行政機関にとっては審査等の費用、相手国の行政機関及び事業者にとっては条約上の手続の費用の大幅な減少という便益が生ずる。その便益は、認定制度によって新たに生ずる手続・審査等の費用と比べて十分に大きいものである。</p> <p>他方で、上記代替案においても事業者等に対し一定程度の便益が見込まれるものの、輸入契約ごとの手続等の費用を根本的に軽減することができる認定制度の方が、より大きな便益を生ずることから、本改正案を導入することは妥当であるといえる。</p>

有識者の見解その他の関連事項
<p>「中央環境審議会 循環型社会部会 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制の在り方に関する専門委員会、産業構造審議会 産業技術環境分科会 廃棄物・リサイクル小委員会 有害廃棄物等越境移動ワーキンググループ 合同会議 報告書(平成29年1月)(抄)</p> <p>アンバーリスト対象物の輸入についても、同様の理由から、EU の制度を参考にしつつ、事前同意施設で処理する目的で輸入する場合には、バーゼル法に基づく外為法の輸入承認を不要とし、最大3年間の包括的な同意を与えることができることとすべきである。ただし、これらの輸入手続を緩和する際には、移動書類の携帯を義務付ける等必要最低限の措置の在り方についても慎重かつ十分に検討を行うべきである。」</p>

レビューを行う時期又は条件
<p>特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行後5年を経過した場合において、改正後の特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(以下「新法」という。)の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p>

備 考
<p>特になし。</p>